

平成25年4月5日から
平成25年4月5日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（4月5日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第25号 損害賠償の額の決定及び和解について	3
議案第26号 損害賠償の額の決定及び和解について	3
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年4月5日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第25号 損害賠償の額の決定及び和解について
議案第26号 損害賠償の額の決定及び和解について

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 館田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 教育長 | 吉原平君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 玉手美男君 |
| 議事係長 | 小野寺一信君 |

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
11番・熊谷君、 12番・深見君、 13番・川村君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、昨年の12月9日、町道虹別17号線を町有除雪ダンプによる除雪作業中、道々中標津標茶線との交差点において虹別から中標津方向へ走行してきた12トン貨物自動車と接触事故を起こしたことによる相手方との損害賠償責任額についての和解をすべく、ご提案し議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

はじめに、3月18日北海道釧路方面弟子屈警察署との間で「暴力団等の排除に関する協定」を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

この協定は、標茶町において暴力団等の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全育成に寄与することを目的に、町議会のご理解のもと3月14日「標茶町暴力団排除条例」を制定いたしました。この条例を基に3月18日、北海道釧路方面弟子屈警察署との間で「暴力団等の排除に関する協定」の締結を行ったものです。

これにより、弟子屈警察署と緊密な連携を図り、相互の情報交換、連絡体制の確立、活動支援など行うことで、暴力団排除の姿勢を明確にし、まちを暴力団活動の拠点とさせない、そして町民の安全で安心な生活の確保を行うため、町、町民、事業者が一体となった地域づくりへの取り組みが図られるよう関係機関とともに、努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に「寄附の受納」について、ご報告申し上げます。

去る、3月21日町内土木建設業の株式会社吉岡組の創業者、会長吉岡正繁様から今年3月末をもって会社を解散することとなり、会社創業以来、標茶町の皆様に大変お世話になった感謝の意から、町民の防災対策にお役に立てていただきたいと、現金3,000万円を、また、株式会社吉岡組様から、これまで会社の機材センターとして使用していた「旭3丁目7番の土地5筆2595.53平方メートル、倉庫3棟787.27平方メートル」の寄付をいただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

町として、まだ具体的活用方法は決まっておりませんが、早期に寄贈者の意向に沿って活用すべく検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

次に、行政報告に対する質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第25号ないし議案第26号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第25号・議案第26号一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成24年12月9日午前6時45分頃虹別地区道道中標津標茶線と町道虹別17線の三差路交差点巻き込み部分を、町直営除雪車両が除雪作業のため後退する際、道道を虹別市街から来た大型貨物トラックの助手席付近と除雪車右後方が接触し、大型貨物トラックが道道の側溝に逸脱したもので、この事故により、相手方との損害賠償額についての和解をすべく議決を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第25号。損害賠償の額の決定及び和解について。

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求める。

記、1として損害賠償額966万9,432円、相手方、白糠郡白糠町和天別1852番地の12 株式会社三州、代表取締役小林邦代。

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。

上段は、議案第25号の損害の賠償額の欄ですが、カッコ書きの車両修繕費等1,074万3,813円は、大型貨物トラックの修繕費等総額であります。その内訳ですが、部品代が625万2,610円、工賃が275万5,140円、引揚げ牽引代が44万3,500円、消費税47万2,563円計992万3,813円と営業損害額が12月9日から2月28日までの82日間の82万円です。その過失割合が、町90相手方が10となりましたので、賠償額が966万9,432円となりました。

以上で、議案第25号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

次に、議案第26号の提案趣旨並びに内容についてのご説明いたします。

提案趣旨につきましては、議案第25号と同様ですので、省略させていただきます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第26号。損害賠償の額の決定及び和解について。

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求める。

記、1として損害賠償額24万5,193円、2、相手方、釧路市緑ヶ岡6丁目21番21号 田中彰様。

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。下段は、議案第26号の治療費等の賠償額です。24万5,193円の内訳は、治療費15万4,080円、休業損害6万3,693円ほか通院費等が2万7,420円となっております。

過失割合の欄ですが、自賠責保険の支払い基準により、町の自賠責保険から全額賠償となります。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議題2案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第25号から行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） この25号についての何点か質問したいと思います。本町として町道が多いということで、特に今年のような雪の多いときには、除雪の出動回数が非常に多いというようなことで、このような事故があってはならないことが起きてしまったということで、非常に残念に思っているわけですが、今の説明或いは、この状況資料説明で出ておりますけれども、この図面見るかぎり、または、記載をされてるところを見ますとこの事故はどのようにして起きたのかなと、どうして起きたのかなということをぜひ私ども明らかにしていかなければならないと思うわけです。一番最初にお聞きしたいことは、この除雪のときにお話によりますと、補助員が乗っているという話を聞きました。補助員というのは、道路交通法によって除雪の際、或いは作業のときには補助員を同乗しなさいというふうになっているのか、或いは町独自で危機管理のために補助員を乗せているのか、その一点をお聞きしたいと思います。更に、もし補助員が義務付けられてるとすれば、当然補助員としてのマニュアルと申しますか、どのように運転手との連携をはかりながら除雪をしていくのかというようなマニュアルがあれば、補助員としてのマニュアルのあり方作業法のあり方をお知らせいただきたいとこのように思います。更にこの図面のなかでは後ほど26にも出てきますけれども、25号のなかで過失割合が9対1ということで、数字的なものからみれば或いは図面からみれば、かなり本町の除雪車の方の過失があったかなと思うわけですが、これに対して、どうしてこのように12月9日から起きたものが今まで話が当然充分なされたと思っておりますけれども、結果的にこれまでに長く時間がかかったのかということもお聞きをしたいと思います。最後の一点ですが、本年度この大きな事故がありましたけれども、私の聞き及んでいる範囲では、まだ何件かの小さい事故かと思っておりますけれども、除雪中の事故があったと聞いております。それが事実かどうか含めてもしあったとすれば何件どのような事故があったのかということ以上三点ばかりお聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

助手につきましては道路交通法等により義務づけられているものではないというふうには私どもは理解しております。しかしながら、安全作業上で必要なものとして捉えてございます。補助員のマニュアルにつきましては、これまでもシーズン前に行っている委託業者含めての安全会議等で委託業者さんにも除雪車に助手を付けていただきたいということで進めておまして、その会議等でも警察のほうの講話をいただいたり、専門家の講話を受けたりしてございますが、現在、この事故をうけまして緊急会議も開いたところでございますが、成文化されたいろんなところで使われている一般的な安全マニュアル等を利用

して課内での安全会議等もこれまでも実施しているところなんです、この事故を受けまして私どものほうでも、更に成文化したようなマニュアルは、きちっとしたいなというふうに思っています。

それで、緊急会議の時に今回の事故の部分での助手の役割についての安全の確認と安全宣言も実施したところでございます。

それから、これまで時間がかかった経過につきましてはちょっと。

これまでの昨年度含めての小さい事故等がなかったかということに関してでございますが、今細かい資料を申し訳ないんですが持ってきておりませんが、この議会でも言われましたが縁石をひっかけてしまったとか、そういう委託業者含めて小規模な事故というのが、やはり出てきております。年に何度か発生してる状況にあります。事故の件数等につきましては、後ほど調べて説明させていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） この議案の提出が遅れた理由としてですけれども、相手方三州さんの大型貨物トラックの修繕等が終わるのが3月末ということで遅れた訳でございます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 実に歯切れの悪い答弁をいただいた訳ですけれども、前段の作業中の事故を防ぐということでの補助員の導入というのは道交法ではないと、町独自で持っていた業者も含めてこのような事故を防ぐための補助員の搭乗ということでの町独自でしているということでお聞きしました。

ただ、お聞きの範囲ではそれがきちっとしたマニュアル化されてない実態が今課長の話をお聞きする範囲では、私はそのように苦しい理解のしかたをしたわけです。事故が起きてから委託業者も含め改めてその安全性を確認しながらマニュアル化していきたいということについては、当然、これはよくあることですが事故が起きてからこのような対策をとることについては私非常に疑念を持つわけです。当然、町の直営の除雪車にしても搭乗員の方々には費用弁償しているでしょうし、であれば、ただ、人を乗せていればいいという感覚はこういう事故に私は、つながってくるものだなと残念ながら理解をしたわけです。

更にまた、管理課長の話によりますと、そういうものなんですかね。完全に車の修理をしてからでないとその具体的な金額ですけれども、方向性としては、当然この修理にはいくらかかります、かかりますというのは、見積の段階できちっと出てくるものと私は今まで、決裁は仕方ありませんけれども、方向性としてはどうなのかなと、それによってこの日数が後ほどの26にも出てきますけれども、損害賠償のなかにそれらも含まれているのはちょっと先ほど報告でありました。それもこれも含めると、かなり事故について運行させる側としての位置付け危機管理体制が私は甘かったのかな、というふうに思うわけですがいかがでしょうか。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、今回事故が起きたことについて本当に私ども残念に思っております。

ひとつは、危機管理の部分でありますけれども、先ほど建設課長の説明もありました運転管理者からの指導又は課内会議の注意喚起で職場全体が集まる時には、町長もしくは私のほうからも注意を行ってきたところでもあります。

除雪にあたっては、議員ご指摘のように劣悪な状況からの作業でありますからシーズン開始前に会議を開きながら直営班、委託班も含めて指導を行っています。また、バス等についても同様なかたちで注意喚起、そして危険の共有化もはかっていたところでもあります。

そういう部分では、できるだけ危険を事前に察知しながら対応したいという努力をしたところでもありますけれども、更なる部分が必要であるというふうについては認識しているところでございます。今後につきましても、これでいいという部分はありませんので、引き続きできるだけ想定内というようなかたちの対応ができるように注意をして参りたいというふうに考えてございます。それから、先ほどの賠償額の確定の部分でありますけれども、これにつきましては、それぞれ修理の部分があって金額が明確に円単位できちんと確定した段階で、今回の地方自治法に基づく議案提出というふうになってますので、その最終的なかったりした数字が固まったのが3月末ということでもありますので、その点についてもご理解いただきたいと思ひますし、相手方との示談の交渉部分がありますので、それについては、待遇も含めて進めていかなければならないということでもありますので、今日に至っているということ、ぜひ、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 質問の最後になりますけれども、26号でもちょっとだぶるかもしれませんが、先にまず25号で聞いておきたいんですが、これは物損ということで捉えていいのか人身事故も含まれているのでしょうか。これだけお聞きしたいんですが。

もし、人身事故であれば当然運転手の方々の道交法の処罰もあるかと思うのですが、これは人身事故では含まれていないのですか。物損だけで終わったんでしょうか。それだけお聞きしたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 事故の内容につきましては、議案第25号、第26号ということで物損と対人に対することになってございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今、ちょっと本多さんの質問と答弁とのずれがあったみたいなんです補足的な質問なんですけど、多分、本多さんが聞いているのは、町側の作業員の人身的な事故はなかったのかっていうことを聞いたんだと思うのです。それが一つと、それから当

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

日の状況についてももう少し詳しく、多分、今までもスクールバス等の重大な事故もあったし、そういう点では安全教育といいますか、そういう会議も開いてしっかりやってきたんだと思うんです。

ただ、当日このずうっと先ほどの状況報告をお聞きしますと、なんていいますか、全く無駄っていうか、そういう安全会議が無駄だったみたいな極めて単純な事故でしょ。

バックして後方確認しないで、しかも、大きな道路に入っていくわけですから。だから何が原因でこうなっちゃったのか当日の状況をもうちょっと詳しく聞きたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

12月9日早朝の事故なんですけど、前日8日の夜に雪がふりまして、朝には、除雪開始6時半にはスタートしてるんですが、この時点では、もう雪がやんでおりました。

天候は曇りでございます。降雪がなく特に見通しが著しく悪いというような状況ではありませんでした。ただ、曇りで新雪が降ったあとですので、曇りでもどんよりとした曇り朝方ですから、いずれにしても降雪があって見通しが著しく悪いという状況ではありませんでした。見通しは利きましたということであります。事故原因についてなんですけれども、私どものほうで推察している事故原因につきましては、助手の左後方の確認不足、それから交通法規上の責任者である運転者がある確認に対して更に慎重を期すべきだったんでは、なかろうかなと慎重さの不足、それからもう一点、運転手と助手の連携不足というふうに原課では推測してます。

先ほどもマニュアルの件で答弁させていただいたんですが、講習会等につきましては、有効な手段だと思ってます。先ほどお答えした部分は色んな資料を使って課のなかの安全会議等でもこれまでも実施しております。それを町独自の正文化して業者さんを含めてのものをきちっと整備したいなと、これまでもいろんな資料を使って会議等を開いてございます。それをきちっとした正文化したものをマニュアルとして整備したいなということで答弁させていただきました。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどの深見議員のお尋ねですが、町職員側の方にも人身というか怪我はなかったのかというお尋ねだったのですが、町職員側の方には、怪我はございませんでした。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） マニュアル化ということは私、専門家でないですからよくわからないんですけども、これはこれで必要なと思うんです。ただ、これだけの安全会議を行った上で、しかも、この図を見ますと後方確認がそれほど厳しい状況のところだったのか、後方確認がきちっとされるような作業をしたのか、たとえば、降りて後方確認をきちんとするとか、安全会議をやった上でこういう事故が起きたということは、言葉きついで

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

すけれども、余り、安全会議の効果っていいですか、聞く耳を持たないと言ったら本当に作業されている方に失礼なんですけれども、ものすごく単純な、単純な原因の事故ですよ。なしてこういうことになっちゃったのか、どこが悪かったちゅうふうに考えていますか。僕はマニュアルがなかったからだ、というその一面だけではないと思うんです。どこが悪かったんですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） もう少し事故状況を詳しく説明させていただきます。町道と道道が図のとおり角度もって115度ぐらいの角度で取り付いてまして、除雪のスタイルとしては、道道から町道に巻き込む部分をまず、除雪したいということで、一度、町道側に入りました。町道側に完全に入って車体全体が入ったところで一旦停止して、ここは、もう、雪の状況によるんですが、そのまま真っ直ぐ抜けてしまう、町道除雪に入るケースもありますし、雪が多くて交差点部分に残った、今回の場合、残ってしまって先端の部分が残ってたということで、そのためにバックするというふうに運転手は判断しました。

それで、下がり始めまして後方が停止線付近のところに来た時に停止して、助手のほうの後方確認をしたんですが、この時に見落としした可能性が高いというふうに、見落とししたんだろうなというふうになっていました。ただ、見づらい状況というのは、角度がついてますので、かなり後ろを見るということでは、直角交差よりは、見やすいか見やすくないかちょっと不明な部分でございます。そして、確認でオーライという言葉で下がって、止まるか止まらないかのところで接触した、という状況にあります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いや、だから最後の質問になるんですけれども、さっき運転手との連携が上手くいかなかったんでないかというようなこと言ったんだけど、この面では上手くいったんですよ。運転手は作業員の方のオーライを聞いてバックした訳だから。

だけど、さっき課長も言いましたけれども、直角でもないし、わりと見やすい状況かなというふうに見てるんですけれども、それでもなお且つ、補助員がオーライっていうような安全確認であったにも関わらず、こういう接触事故をおこしたっていうことなんですけれども、ここんとこが僕は、ちょっとよく分からないんです。オーライという、言えるような状況がもっとどうすれば良かったのか。そここんとこだけ課長、ちょっと考えて説明してほしい。どうすれば、この事故を防げたのか、その点だけ最後に。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 先ほど、原因三点説明させていただきました。

一つ目の助手の左後方確認不足というのが、今、先ほど答弁の内容でございます。どうすれば、この原因となった対処ができたのかということにつきましては、原因の二点目です。あります運転者の確認に対する慎重さの不足と申し上げさせていただいたんですけれども、優先道路が道道でございます。町道が歩道側になりますので優先道路のほうに出るというのは、かなりの危険性を伴うというのが運転手として助手が乗ってるにしても、交

通法規上の責任者は運転手ですから、このときに、更に、降車して確認させて誘導させるということが最も安全な方法だったのではなかろうかと思います。

これは、もう本当に作業中のながれでございますので、ケースバイケースでして、やはりそこは、全ての交差点をバックする際は、交差点に限らず全部降車してやるかというところ、これは、やはり、ケースバイケース現実的な作業のながれ上でジャッジしていく、判断していく責任だと私は思います。ただ、優先道路の交通量が、朝とはいえ、考えられるところで、もう少し慎重さがあつたほうが良かったんだろうな、というふうに思っているところでございます。

三点目の助手との連携不足は、共同作業でして、それぞれが町道の17号線も道道と比べても交通量が少ないなりに、やはり幹線でございますので、後ろだけでなく前の方もお互いに注意してたと。このときに助手も運転手も、助手はもちろん、左後方を確認する運転手は、右側を気にすると同時、おそらく前の方も気にしたんだろうな。後ろ見たり、前見たりという状況があつたのかな、というふうには聞き取り等のなかから聞いておりました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 起きた事故は元どおりにはかえりませんが、その事故後については私はちょっとお尋ねをしたいと思いますが、責任について、運転手ドライバー補助職員の方の責任、それから管理者の責任、このへんについて町長からお伺いしたいと思いますし、それから私は町の方に聞いたんですが、この事故を起した車は、また同じ乗務員が走行してたというふうに聞いてますけれども、そういうことって常識ではないんですか。私は今ずうっと客観的なお話しを受け賜ってましたが、悪いのは、やはり助手にいます方が降りていって、ちゃんとオーライオーライ、そういう大丈夫ですよということをしないうえ、こういう大きな事故につながったんです。そういうふうに私は判断していますし、その職員がいくら臨時職員であろうと、そんな人がまた乗って除雪なんてね、いつも雪降ってるわけでもない。するというのが、ちょっと運行管理者として、こっちにいる方だと思ふけれども、おかしいと私は判断します。そのへんについて、はっきりしたお答えをいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 事故後の乗車判断につきましては、私の方で一回目の事故報告から電話で通じてたり、その後の日にちをおいての聞き取り調査等からも、継続してたんですが、除雪作業は、留まることはできないというのが一つありました。ただ、議員おしゃるとおり、このまま乗車させるべきかどうかというのは、やはり重いところ、考えるところ、もちろんありました。運転手が、これまでのうちの指導的な技術をもっているかなりレベルの高い運転手であること、そして事故後の対応、それから報告等を聞いても、しっかりした口調で、そして助手についても、運転手の方から聞いて、反省、事故につい

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

ではもちろん反省しつつも、しっかりした口調で動揺を引きずることなく作業を継続できるな、と私どもで慎重に判断したつもりであります。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

再度、事故に関わる関係者含めての処分、ということでございますが、これにつきましては、地方公務員法の第29条に基づいて、処分の審査を懲戒審査委員会で行ったところでもありますけれども、処分といいますと口頭注意、嚴重注意、訓告、そしてその上に戒告、減給というかたちになりますけれども、それにつきましては、地方公務員法に基づく懲戒という部分は、戒告以上というふうになって、これが正式な部分であります。

それで、本町の審査基準に照らし合わせまして、責任度合、事故の度合を点数化していただきますけれども、それに基づき運転手につきましては戒告処分、それから補助者につきましては、これは一つご理解いただきたいのは、地方公務員法の第29条の2で、短期すなわち臨時職員については、適用外になるということが明記されております。ただ、本町につきましては、臨時職員につきましても、同等な審査を行いながら、いく部分でありますけれども、その補助職員につきましても、本来であれば運転者が第一次的な部分で処分対象となるわけですが、私どものなかで、それに準ずるかたちで発生原因が運転手以外の職員にもある場合はその実態に応じ運転手に準じて処分するという、かたちになっていますので、取扱いとしては同じような取扱いをしようというふうになっています。処分内容が地方公務員法の29条の2のところでありますので、それを当てはめることができない、ただ取扱いとしては一般職員と同様のかたちでいきますとこれを免職するというかたちのランクのところまで至っていないものですから、それにつきましては、今後、雇用する場合にあっては、同様な場合があった場合には、再度雇用することができない場合もあると、申し伝えながら対応していこうということになっています。臨時職員に当たって、そういう部分で行きますと極めて重い部分の対応になるというふうに思っています。

併せまして運転管理者ですが、副運転管理者であります建設課長それから職属の上司である建設課長補佐につきましては、嚴重注意処分としたところでございます。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 今、説明うけましたが、これだけ大きな事故を起してもドライバーは真面目な経験のあるものだから運行を続けるように命じたと、全くこれは、私、納得いきませんね。やはり、私たちにこういう事故の結果を、今、説明するまでも、休ませるべきだったと私は判断します。ほかに除雪車がないわけじゃないんですか。民間の方もおるし、直営の専用車は何台もありますから、少々時間遅れたって私は除雪作業があの時期だったらできたというふうに判断します。それから今、副町長から処分について説明受けましたが、全く軽過ぎます。こんな口先で嚴重だか戒告だかって、おっしゃいましたけど、そんなことで納得いきません。やはり町長以下減俸でも何でもきちっと私たちに示してほしいな、とこう思います。お答えをお願いします。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

処分内容につきましては、私どもの懲戒審査の基準に乗ったかたちで適正に処分をした、というふうに考えてございます。これにつきましては、軽々に考えてる部分ではございません。そういう部分では、この交通事故の部分、額の大小と損害額の大小というよりは、重大な故意に損害を与えた場合とか、即ち、飲酒運転等の交通三悪を元にやった、というふうになれば、これは実際そういうふうになりますと、保険金についても給付は受けられないかたちになります。そういう部分のその重大さ等も、比較した関係でいきますと、今回の事故例でいきますと、先ほどありました処分が、妥当であるということの判断でございます。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 町長から、はっきり、私が減俸を進言してますけれども、する必要ないというお答えをするのか、黒沼議員のいうのはもっともだ、とおしゃるのか、そのへんお聞きしたいのと車両課長の処分は何もないように聞いていますけれども、その点はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、議員お尋ねの部分でいきますと、町長又副町長の減俸ではないかということであり、その部分でいきますと過去の事例も含めていきますが、平成14年の刑事責任を問われたかたちの部分ですとか、そういう職員の管理又先ほどありました重大な過失という部分でいきますと、先ほどいいました飲酒運転等も含めた交通事故の部分でありますと過去に町長以下減俸というかたちでありましたけれども、その事故内容等の部分でいきますと今回金額につきまして管理課長のほうから説明ありましたけれども、部品等含め極めて大きな額となってしまった、ということがありますが、その事故内容等を含めますとそこには至らないのではないかと、過去の事例と照らし合わせましてもそこには至らないのではないのかなという判断をしたところであります。

運転管理者の部分でいきますと、先ほどいいました除雪車の運転管理につきましては、運転管理者でありますのが建設課長でありますので、建設課長と直属の上司である建設課長補佐の処分をした、ということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 一つだけ、運転手の戒告処分と先ほどいいました、それから補助員も準ずるような話でございましたけれども、その戒告処分の内容について、例えば、給料の減俸とか期間があるのか、とか、その内容について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

運転手は、ご承知のように非常勤職員でございます。非常勤職員の場合の雇用形態といえますか、ご案内のように、一年の雇用形態になってございます。この部分で懲戒処分の部分等を考課に上げるかということでございますが、実際に職員に準じてございまして、職員はこういった部分の処分については、国家公務員と準じておこなってございます。勤務成績に応じてそれぞれ国家公務員は五段階に分かれてまして、勤務成績がやや良好でない職員、或いは勤務成績が良好でないという部類に入りまして、実際には、その報酬金額が通常でいいますと、毎年の金額は前歴換算等を加味しながら決定するわけですが、それを通常よりも下がったかたちでの雇用形態になっていく、というふうにご理解いただければ、というふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） はっきり、今ちょっと理解できなかったので、今回、戒告したわけですね。どういう中身なのかをちょっと教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）

具体的に数字的にどうだっという部分は、今申し上げれない、資料がないものですから、職員でありますと給料の定期昇給があります。通常の毎年。その昇給幅がこういった職員でありますと昇給幅がなくなる、或いは昇給幅が極わずかになる、ということになります。それに準じたようなかたちでの報酬の算定のしかたをする、ということでご理解いただきたいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） ご理解いただきたいと思いますけれども、処分については戒告、減給、停職等がございますけれども、現在、処分の内容が戒告となっております。

戒告については、実際に職員で申し上げますと、昇給する時点での幅といえますか、昇給のなしだとかそういう処分になりますから、給料に反映される処分になってございません。

今回、非常勤職員でありますから、職員に準ずるような報酬の決定のしかたを加味しながらしていく、ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 先ほど本多議員の事故について、他になかったのかというこ

とについて答弁させていただきます。

24年度委託分のシーズン中にうちの方で押さえておりますのが、アスファルトで作られた縁石が中心になるんですけれども、これに対する損傷が19カ所、デリネイターと言っているんですが、反射材が路側に立っているんですが、これを損傷させたのが8本、マンホールの損傷に至ったのが1カ所、委託で物損で2件報告受けています。

それから直営分では、同じく視線誘導標の反射材の路肩のデリネイターが5カ所、縁石損傷が3カ所、保護柵のケーブルが1カ所、計9カ所、加えて大型標章中の基礎にぶつかったことによるグレーダーの損傷が1回、というふうに押さえてございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 先ほどからお話出ているように、同じような質問で申し訳ないんですが、私も、補助員、これを付けている意味ということ、もう少し真剣に考えるべきではないか、とそう思います。当然、この事故現場は私の近くですのでよく分かっていますけれども、この場合の除雪車両、相当、運転席側から後まで車両が長いわけですから、この場合は、当然、補助員が降りて確認しないと、事故の凶面のようにセンターラインを越えてぐらいいまで行かないと、助手席に乗ったままでは、当然、見えないわけですから、これでは、補助員が乗ってても、乗って無くて、たいして意味がないと、先ほど課長の答弁の中に、降りない降らないはケースバイケースと、私も当然そう思います。吹雪で危険な場合は、降りない方が良くもあります。それは理解できますけれども、お金を払って人を雇って補助を付けているわけですから、普段から、もう少し皆さんがoshiyaruyouに注意していれば、こういう事故は起きないわけですから、一点だけ、もう少しご答弁いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今回の事故原因から考えましても、助手のレベルアップは間違いなくしなきゃならないと思っております。大型免許を持っている助手、今回、うちの方での助手も含めて大型免許を全員持っていたんですけれども、委託も含めて、来シーズンに向けて検討することにしております。管内的な除雪の担当者会議がありまして、そのなかでも、他の道路管理者の助手に関する対応等についても、いろいろと質問して、ご指導願った部分もございまして、この助手の間違いなくレベルアップというのは、委託、町営分も含めて来シーズンに向けて徹底し検討していきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 先ほど来の質疑から、外れた部分でお聞きしておきたいと思いますが、相手方の部分で、上がってきたんですけれども、この事故を起した除雪トラックの損傷はどのくらいで。走行できたという部分でありますから、大きな損傷なくそのまま

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

きたのかなと思ってます。ただ、後方ですから、その部分の対応、こういう大きなトラック、作業車にはバックモニター、私ども大きな部分で行けば前方と後方にバックモニターそしてドライブレコーダーを搭載します。

なぜかという、後方確認しながら、やはり証拠を残す。これも言葉ではなく映像で残せるものなんです。そういうものを搭載する。今は災害なんかでいつも活躍しているのが各車両に、民間でも町でもGPSを搭載して車両位置確認できる部分の構築、そして除雪対策、たて線よこ線で吹雪の時間帯が変わってきますので、それを構築していくことによって、標茶町の除雪体制なり、災害時の部分でも役立つような手法も考えられると思いますけれど、今後そういうようなものも取り入れていくべきではないのかなと。ただ、予算もかかるとは思いますけれども、これは後々役立つものと思われと思いますけれども、ご検討いただけるものか、いただけないものなのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 内部の安全会議のなかでも、萎縮してサービスが落ちるようなことは決してさせてはいけませんし、とはいえ、事故を未然に防ぐことは、当然のことなので今、議員もおっしゃられたように、できること、安全対策にできることについては、自から職員もどんどんアイデアを出してくれと、できることをやって行こうという指示を出したところでございます。今、何点かアドバイスいただきました部分、これまでも実は検討していた部分もございます。いろんな要素で叶っていない部分もございますが、今ご提案いただいた部分も、今後、再度、研究したいと思ってます。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 町有車両についての修理の関係をお答えしたいと思います。

町有車両につきましては修繕費の総額ですが9万9,855円かかってございまして、中身については、テールランプの取替え、町営車両というのは、後ろに、こういうでっかい黄色い回転灯が左右についておりまして、その右、衝突部分の取替え、あとは関係する小さな部品の交換となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） この国家賠償法に基づいて、今、行われる公務員ということと、参考までにお聞きをしておきたいんですけども、司法上の取扱いで、公務員以外の公務員の場合が、こういう事故を起した場合、民法のほうに法律上向かうことになってるんです。

公務員以外の公務員というのは、うちで言えば、どういう立場の人を公務員以外の公務員というのか、もし、わかってたら、その範疇を教えてくださいなと思います。これが一つです。

それと、今まで損害賠償、示談と和解と両方、議会の議決がいるわけでありましてけれども、お話をされてきたなかで、処分の問題で、建設課長と補佐と処分を受けたと、この事

故ね、町長ね私も虹別の現場まで行ってますけれども、あの事故が起きて、すぐ行った人たちの話も聞いたんです。この事故ね、本当に副町長が言ったような話で、片付けることができるかなと思うぐらいの事故なんです。というのは、こうやって、いろいろ議論出されておりますけれども、運転をした人も乗ってた人も、その人を責めるわけではないんですが、あれだけの事故を起しておいて、担当課長が先ほど、運転手がしっかりしてたからまた乗せたといってますけれども、そういうような、しっかりしてたから乗せるとか乗せないというような次元ではないんです。建設課長もそこにいないから、担当課長としてつらい立場におられますけれども、それを、また、すぐ乗せるとか、そういうような次元の問題ではないんですよ、これ、町長、本当に副町長も。ですから、その人をどうかせいというんじゃないくて、一時はその場を離して、別の仕事をやっててもらって、そして、しっかりとした内容を精査するとかまた、吹雪があつて出なきゃならないのであれば業者に委託するとか、それから菊地議員が言ったようにケースバイケースも、それは課長の問題で、乗ったままオーライという場合もあつたり、それはケースバイケースだけれども、吹雪で見えないようなときに、降りたらだめなようなときに、車出さしたらだめですよ。曇りか晴れか、ある程度吹雪が一定程度止んで、見通しの良くなったところで多少降ってても見通しの良い判断のなかで、除雪車は私は出るものだと思っているんです。

ですから、今までは、うちの事故は179条でみんな処理してきたわけですがけれども、今回のやつは全く179条であつたって、こうやって議案に上げて頂いたって、全く私は考え方変わらないんですけれども、やはり、これは課長と補佐だけの処分がいいと思っていないんですよ。これが一つ。処分の内容は別としても、軽い重いも別としても。それから、もう一つ、交通事犯に対する懲戒の基準なんです。懲戒の基準、それを今後、こういう事件があるわけですから、内部的には課長が言ったように、いろいろ思っているんでしょうけれども、懲戒の基準をしっかりと作ってもらいたいし、また、がちつとしたことを議会で言えるようなことをしていただきたいなと思うのが一点です。

966万9,000円の物損の事故は、このなかに82万何がしというのは、ここの人の減収か、何かの収入の分というか、それとも何かの保証だったんですか。ちょっと私聞き落としたもんですから、もう一回、そこのところをお聞きをしておきたいなと思います。

もう一つ、この和解示談について、議会を通ると26号の方も同じですがけれども、これは町のほうと向こうの方と文章でしっかりと示談を交わすということなんですか。その辺も含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

始めに営業損害の82万円の考え方なんですけれども、町のほうが契約している保険会社があるんですが、その保険会社の判断基準というものがあつまして、おおよそ8,000円から1万2,000円、こういう運送会社の営業損失については一日8,000円から1万2,000円程度の金額で話し合っていく、ということになっているんですけれども、今回については1

万円という判断になっております。それから、関係する議会終了後の話の示談ということでありまして、議会が通った段階で示談書を交わすことになっております。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 懲戒基準の関係であります。これにつきましては、これまで道の基準、また管内基準等も勘案した中で積上げてきたものであります。そこの中での基準でありまして、そこについては、適正又は見直しという部分も当然あるかと思っておりますけれども、それについての厳正化を図っていきたく。ただ、今の基準でいきますと、こういうかたちでの内容になった、ということをご理解いただきたいと思っておりますし、この部分でいきますと例えば職員に対して処分を行った場合に不服がある場合は公平委員会の不服申し立てというかたちになってございます。この基準が、今、現在の段階で横にぶれていくというかたちになりますと統一性がなくなるという、これは、道の処分の部分と公平性についても保てなくなっていくということもありますので、今、現行基準のなかで判断をさせて頂いたというのが、今回の処分の内容でございます。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 議員から前段、国家賠償法の関係でのお尋ねでございまして、私ども、ちょっと勉強不足で、国家賠償法の地方公務員法以外での部分の適用について持ち合わせてございませんので、お答えはできないのですが、ただ、地方公務員法で職員と非常勤職員とその他の部分で、分別されてございますけれども、それが国家賠償法について、どう適用するかという部分の整合性については、ちょっとお答えできないということで、ご理解いただきたいと思っております。ただ、今回、国家賠償法の適用についてこれからどうするかという話は、それぞれ職員も含めて公有財産、或いは重大な過失の場合について、それぞれ監査の部分を通しながら、本人への賠償請求をする場合に国家賠償法に基づいてするというような手続きになると思っておりますので、この重大な過失という部分が、どういう重大な過失かという部分だというふうには、私ども理解しておりますので、これは、監査請求含めてそういうかたちになろうかと思っておりますので、単に行政側が国家賠償法に基づいての請求ということには、なかなか今までこういった部分には、国内のなかではいろいろ事件としてはあろうかと思っておりますけれども、うちの部分について重大な過失なり損失なり、或いは違法なり、そういった分は法令に準じたなかでの特に違法ということで理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今、総務課長が答えてくれたのでいいんですが、私が言ったのはうちにあてはまらないなら、あてはまらないでいいんですが、司法上、地方公共団体の公権力のある公務員の公務員以外の公務員っていう司法上からくる公務員というのは、うちでいえばどういう立場の人があるのかなっていう、臨時（職員）は入らないと思うんですよ。臨時（職員）は、今の国家賠償法のほうに入らなければ入る。司法上からくる職員っていったらどんな人がいるのかな、例えば委託か何かで契約している職員だとか、あり

ますね。ああいうのは、そういうふうになるのかなって、ぼくは思ってたんですが、そのへんどうなるのかなって、ちょっとお聞きしたんです。それから副町長、事例のなかからこうやって公平な判断をして、これを崩すと今までのバランスが崩れるということなんです。私たちが議会のほうも、今回ほど事故のことが詳しく情報入ってきたりするってこと余りなかったんですけど、給食ですか、南標茶でひっくりかえした時も最終的に運転手さん交代されたようでありますけれども、ああいうふうに、それなりに皆さん努力しているなと思うんですが、今回のやつは、今までの事例として考えることが良いのかなと、どうなのかな、ということも考えました。そういう面からいっても管理者のほうの管理責任は今までの事故では考えられないくらいあるんでないのかなと。

だから、単に担当課長の処分をやったぐらいでは同じ処分でも、もっと徹底してやらないと今後の士気に関わる問題でないかな、とそういうふうに思っているんです。というのは、余りにも、単純にも当事者がまたすぐに車に乗るという、これ私見てます。私の目で現実に見ております。こういうことが、私は考えられないんです。これだけでも副町長言うような判断には、なかなか至らないところなんです。そのへんが適格に事故まえと事故後が、どういう程度の指導をしたものなのか、どういうことを言って車に乗せたものなのか、そのへんが事故の後にすぐ乗っている状況を見ただけで、なんも特にしてなかったんだという判断にしかならなかったわけです。もう一度お願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） ちょっと適切なお答えになるかどうかわかりませんが、先ほど、ご質問のなかで地公法上での司法上の公務員の適用という部分での分け方だと思っておりますが、私ども理解してるのは地方公務員法の適応によって、処分なり或いは賠償なり、そういった部分での対応というのが、今、現在の議案だというふうに認識してございます。司法上の部分でどうあるかっていうのは、民法上の話で議員おしゃったとおりでありまして、民法上での賠償或いは和解だとかそれぞれ個々人の部分での発生というふうに理解してございます。

今回の事故については非常勤職員ですので、地方法務員法に適用される職員ということでその対応をしたということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

一つは、事故後の対応の部分でありますけれども、先ほど建設課長のほうから説明あった部分でありますけれども、そこで乗車させたという部分でいきますと、事故原因をその場で聞き取りしながら、事故原因を排除するという部分については、その場で指導しながら進めてきたというふうには、報告を受けているところであります。それから乗務員の身体状況、精神状況、運転手のキャリアを含めての乗車、ということだと聞いておりますが、これにつきましても議員が懸念される部分があるとすれば、それについては、これからも引き続き検証、対応していかなきゃならないというふうには思っているところでござ

います。いずれにしましても、今回の事案の部分で、学ぶべきところ、そういうところが多々あると思っていますので、これからも更なる強化を図っていかなきゃならないというふうに充分認識しているところでございます。それらについての強化策を進めながら今後更なる安全運行そして住民サービスに充分応えられるようなかたち体系をつくってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8 番・舘田君。

○8 番（舘田賢治君） 最後ですが、話としては分かったというか、理解できる面も本当に殆んど理解できるんですよ。できるんですけども、今回の事故が余りにもあれだと思うのですから。始めにこの事故起きたときに、課長、一番はじめに相手の方と、どんな対応したのか、これだけちょっと教えてください。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 会社との対応でございますが、事故の一報を電話でうけました。これは運転手から報告うけました。すぐに各職員に動員をかけまして、現場に職員を 1 名向かわせました。その間も何とか運転手とやり取りしながら、私と職員 1 名で病院のほうで待機しました。相手方の運転手さんが来られて治療を受け、その後会社の役員の方が病院に見えられ、そこで話をしました。治療後、別れまして当日はそこで終わりました。日を改めまして、議会中だったものですから補佐を会社のほうに向かわせまして改めて謝罪にうかがったというところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第 25 号の質疑はおわります。

次に、議案第 26 号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君） 8 番・舘田君。

○8 番（舘田賢治君） 人身だから、ちょっと聞いておきたいと思っております。

24 万 5,000 円の人身なわけですけれども、これ保険屋さんがいうのかどうかわかりませんが、財産的な損害だと、そのなかに人身の入院費用だとか通院だとか治療代だとか入っているわけですけれども、この人身の 24 万のお金で、今後、この和解と示談が成立した時点で、本人の体のほうは、あとの問題は絶対に起きないという保障はした上での和解示談だと思うんですけども、24 万何がして絶対に大丈夫なんですね。仮に今後引き継ぐものがあるとしたら、これは、うちのほうの考え方としては、また別な考えかたが出るんですが、その辺はどうですか、本当にこの人身の段階で、今まで人身事故起すと必ず後から、やっぱりここ痛いとか、あっち痛いとかって、必ず出てくるのが多いものですから、その辺含めていかがでしょうか。

先ほどの管理課長の説明だと通院が 27,000 円だとかって、そういう中での、そういうものが入って 24 万 5,000 円ですからね。本人の例えば減収補填だとか、そういうものは入

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

っているわけではないでしょう。これで全部大丈夫だということですか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

議案第26号の賠償の額等の中身でございますけれども、通院と慰謝料といたしますかそういうかたちのものも休業補償も入ってございまして、今後、後遺傷害といたしますか示談書のなかにはそういったこの事故に起因することが起きた場合は双方協議しますよ。というかたちで示談書を作ってありまして、もし、そういうことがあれば報告するということにもなるかと思えます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 私が言っているのは、そこなんです。

今、ここで物損のほうも人身のほうも和解と示談が成立しました。文章、今、交わします議会終わったら。それに基づいて、ことが進んで行くんです。だけでも物損のほうは、私は後で発生するということは考えにくい。だけど人身は、今、課長の言ったような文章の中には入ってないとオッケイするわけがないんです。だって痛めているんだから、入院してるんだから。そうすると、じゃあこれが仮に出てくると、また病院にやっぱり首がおかしい腰が変だ、行くよって言ったときには、これは予算的には今度どういう処置になっていくんですかと。これは必ず人身がでたら一番目に付けて、我々議会としては注意しなければならぬところなんです。課長のいうとおり私は必ず書き物の中には、その一説が入っているというふうに思ってますよ。だけど、それ入ってなかったら相手はサインなんかしないとってる。そのへんはどうですか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

物損、人身含めまして、今、現状で完結をまずはしているということが前提で示談をしていると、議員お尋ねのように今後、後遺障害がないとはいえないと思えます。ただ、もし万が一そういう部分が出た場合、そしてそれが今回の事故に起因するということが明確に証明された場合には、新に保険の適用になるというふうになりますし、それについては新にまた議案として和解の部分については提出するというようなことになると思えますので、それらの通院については注視してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） おそらくそういう取扱いになると思うんですけれども、これが長引けばおそらく予算上債務負担行為が発生してくるとこういうことになるんです。だからそのことも含めて、もし発生したら間違いなく議会のほうには報告をしていただきたいということを申し伝えておきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

その部分では、自動車損害賠償保障法含めての取扱いとなっておりますが、議会のほうの取扱いについては、基本的にはそういうかたちで行っています。ただ示談の部分についてはタイミング等もありますので、そこの部分でいきますと179条を適用したかたちになるのか、いずれにしても議会に報告なり、議案提出するということは間違いなく行う事案というふうを考えてますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第26号の質疑はおわります。

以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、議題2案は、それぞれ起立により採決いたします。

はじめに、議案第25号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案25号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成25年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前11時35分閉会）

平成25年標茶町議会第2回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 1 1 番 熊 谷 善 行

署名議員 1 2 番 深 見 迪

署名議員 1 3 番 川 村 多美男